

設置の趣旨等を記載した書類

【目次】

ア. 設置の趣旨及び必要性	1
イ. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	7
ウ. 教育課程の編成の考え方及び特色	8
エ. 教員組織の編成の考え方及び特色	15
オ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	19
カ. 教育課程連携協議会について	24
キ. 施設・設備等の整備計画	24
ク. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係	25
ケ. 入学者選抜の概要	26
コ. 取得可能な資格	27
サ. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	27
シ. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライト キャンパス）で実施する場合	29
ス. 管理運営	30
セ. 自己点検・評価	31
ソ. 認証評価	32
タ. 情報の公表	32
チ. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	33
＜連携協力校等との連携・実習＞	
ツ. 連携協力校等との連携	35
テ. 実習の具体的計画	37

ア. 設置の趣旨及び必要性

1. 本学における大学院教育

本学の大学院教育は、平成4年度に教育学研究科修士課程を設置したことから始まる。ここでは、学校教育に関する各専門分野における理論と応用の研究を推進するとともに、教育実践の場における専門的な教育研究能力を有する教員の育成を目指してきた。開設した専攻は、「学校教育専攻」、「教科教育専攻」、「養護教育専攻」及び「学校臨床心理専攻」の4専攻である。修士課程の学生は自らの研究課題の解決を目指し、研究指導教員のもとで専門分野における研究活動を行い、その研究成果を教育現場等に還元してきた。

その後、北海道では管理職を希望する教員が極端に減少し、教育行政機関や学校現場から、学校全体を見渡して学校経営への意欲を持つ教員を育ててほしいとの強い要望が寄せられてきた。そのため、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会と連携して、札幌、旭川、釧路の3地区(函館は平成29年度から)において、学校現場に生起する諸課題に適切に対応することのできる高度な専門実践力を有する教員を養成するため、平成20年度に教職大学院(高度教職実践専攻)を設置した。

教職大学院においては、理論と実践を往還し、学校全体を視野に入れながら具体的な教育課題を解決する実践力を身に付けることを特色とし、教員に求められる授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力、地域教育連携力等を確実に身に付けることを目的とした。設置から現在まで、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員及び管理職候補者をはじめとする地域や学校における指導的役割を果たし得るスクールリーダーの養成を行い、本学の教職大学院は北海道における高度教員養成の中心的な役割を担っている。

2. 地域のニーズを踏まえた新たな教職大学院

近年、知識基盤社会の到来と情報通信技術の急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進展など、我が国の社会は大きく変化してきた。このような変化の中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠であるといわれている(平成27年12月中央教育審議会答申)。このような人材育成の中核を担うのは学校教育であり、その充実こそが我が国、各地域の将来を左右する。人材育成のためには、学校における教育環境を充実させること、学校が組織として力を発揮できる体制を充実させるなどの対応も必要ではあるが、中でも教育の直接的な担い手である教員の資質・能力を向上させることが極めて重要である。教員養成大学・大学院における教員の養成や研修に大きな期待が寄せられている。

そのような中、平成29年8月の「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書―(以下、「有識者会議報告」という。)においては、学校教員に求められる高度な実践的指導力を育成することを目指している教職大学院の更なる機能強化を求めている。理論と実践の往還の実現や学部教育との連続性に加え、教科領域の内容の積極的な導入に早急に対応すべきとの指摘もあり、教職大学院が大学院段階における教員養成の主軸となりつつあることか

ら、高度専門職業人としての教員養成の中心として、教職生活全体を支える観点からの役割、強みや特色を一層発揮していくことを求めている。さらに、教職大学院には、大学と教育委員会との連携・協働のハブとなり、大学による地域貢献の充実をリードする役割も求められている。

これらの要請に応えるため、北海道内唯一の教職大学院である本学教職大学院（以下、「本専攻」という。）においては、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との全面的な連携のもと、これまで以上に教育現場の課題に対する高度な分析・対応力や実践的指導力を育成し、地域の更なる期待に応えられる教職大学院の強化を目指した改革を行うものである。

(1) 教育委員会の意向及び教員育成指標を踏まえた教職大学院へ

北海道・札幌市において、学ぶ力、豊かな心、健やかな身体の育成、いじめや不登校の増加など様々な教育課題への対応が求められており、新しい時代の教育に対応できるよう教員の資質・能力の向上について、「北海道教員育成協議会」及び「札幌市教員育成協議会」を設置し、本学も参加の上検討してきた。平成 29 年度には「北海道教員育成指標」及び「札幌市教員育成指標」を策定し、教員が身に付けるべき資質・能力等を明らかにした。

教員育成指標は学校種やキャリア・ステージごとに設定されており、北海道においては、「養成段階」「初任段階」「中堅段階」「ベテラン段階」の各段階で、札幌市においては、「養成段階」「基礎形成期」「向上・充実期」「深化・牽引期」の各段階に相当するキャリアに応じている。また、北海道においては、管理職として専門的な知識、実践力を身に付けるための「管理職版育成指標」を、札幌市においては、「札幌市教員育成指標【管理職編】」として作成されている。

本学では、北海道及び札幌市の教員育成指標に沿った教員の養成・採用・研修に応えるため、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会と緊密な連携・協働体制を構築している。平成 30 年度から、教育長と学長のトップ協議会である「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「札幌市教育委員会・北海道教育大学の対話の場」を年間 2 回程度開催し、教員の養成・採用・研修に係る課題に対する自治体・大学の取組状況や今後の連携・協力体制について積極的な意見交換を行っている。併せて、双方の実務者レベルによる「北海道教育委員会と北海道教育大学との連携に関する協議会」及び「北海道教育大学と札幌市教育委員会との連携に関する協議会」を設置し、年間、複数回開催するとともに、必要な打合せを行っている。協議会では「対話の場」において確認された課題を明確化し、課題解決の方法や具体的な解決策の提案等に関する協議を行った。協議会等において提起された教育委員会からの要望事項等は、以下のとおりである。

【教育委員会から本専攻に対する要望事項等】

- ① 1年で教職大学院を修了し、現場に復帰できる制度
- ② 北海道の教育課題や新たな教育方法に関する開設科目の充実
- ③ 管理職及びミドルリーダーに必要な能力を育成するコースの充実
- ④ 教科に関する専門性を学べるコースの開設
- ⑤ 特別支援教育、養護教育に関する専門性を学べるコースの開設

これら教育委員会からの要望等に対応するため、コースの新設を含む本専攻の組織的見直しを行うとともに、「北海道教員育成指標」及び「札幌市教員育成指標」に対応するため、教育課程を全面的に見直すこととした。具体的には次のとおりである。

「① 1年で修了できる教職大学院」については、「短期履修学生制度」を策定し、令和2年度の入学者から、一定の条件を満たす現職派遣教員は1年間で修了できる制度とした。

「② 北海道の教育課題や新たな教育方法に関する開設科目の充実」については、共通5領域を含めた「必修科目」、「コース科目」の「専門科目」及び他の選択科目の中で、「北海道の教育課題」、「へき地・小規模校教育」及び「ICT教育」等に関する内容を含めた開設科目を充実させるなど、教育課程を全面的に見直すこととした。

「③～⑤」の「各コースの充実、開設」については、教育委員会との協議会で提起された要望を踏まえ、「北海道教育大学教職大学院に関するアンケート調査」を北海道内の小・中・高等学校、特別支援学校における管理職を対象に実施し、新コースに関する意見等を反映することとした。その結果、現在開設している4コースを基盤とし、コースのカリキュラムを改善・充実させるとともに、「教科指導」に特化したコースを開設する。また、強い要望があった「特別支援教育コース」、「養護教育コース」を新たに開設することとした。

(2) 新たな教職大学院のコースとその目的

教育委員会からの要望を受け、現行の4コースの教育を見直すこととした。特に、「カリキュラム・授業開発コース」については、10教科の専門的な学修ができるカリキュラムとして抜本的に見直し、名称を「教科指導・授業開発コース」に変更する。また、「特別支援教育コース」「養護教育コース」を新設し、全6コースとする。(資料1: 新教職大学院にかかる移行表)

新たな6コースにおいて育成する高度専門職業人の人材養成像は、以下のとおりである。

① 学校組織マネジメントコース

国や北海道の教育改革の方向性を理解し、社会の変化、保護者・地域等の期待を踏ま

えて、目指す学校の姿を経営方針やグランドデザインとして示すとともに、達成するための方策や評価・改善のしくみを具体化して、教職員や地域等との協働による学校・園の経営を行うことができる人材

② 教職キャリア形成・研修デザインコース

校長等の経営方針のもと、学校のねらいを達成するため、保護者、管理職や同僚、地域等と協働して実践するほか、必要に応じて自ら課題解決のための企画を提案し、ミドルリーダーとして職場の協働体制の充実・推進を果たすことのできる人材

③ 子ども理解・学級経営コース

子どもを理解し、その成長・発達に寄り添うとともに、子どものニーズに応じた支援を行いながら、学級を単位として展開される様々な教育活動を推進することのできる人材

④ 教科指導・授業開発コース

各教科の専門性を獲得するとともに、子どもの学力・関心等の実態を把握し、子どもの学びが深められるような実践的指導力を高め、各教科の教材を開発し、授業実践に活かすことのできる人材

⑤ 特別支援教育コース

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援し、子どもの生活や学習上の困難を改善・克服する専門家として、特別支援学校・学級の教育や学校等におけるインクルーシブ教育の推進に貢献することのできる人材

⑥ 養護教育コース

養護教諭として、保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動に関する専門的実践力を深め、保護者、同僚や地域等と協働して、子どもの心身の健康問題に対応する専門家として、学校教育に貢献することのできる人材

なお、「①学校組織マネジメントコース」及び「②教職キャリア形成・研修デザインコース」は現職教員のみを対象としたコースとしており、特に「①学校組織マネジメントコース」は北海道教育委員会及び札幌市教育委員会等からの派遣教員を対象としたコースである。その他の「③子ども理解・学級経営コース」、「④教科指導・授業開発コース」、「⑤特別支援教育コース」及び「⑥養護教育コース」の4コースは、現職教員及び学部から直接進学する学生等（以下、「学部直進者等」という。）が共に学ぶコースとなっている。

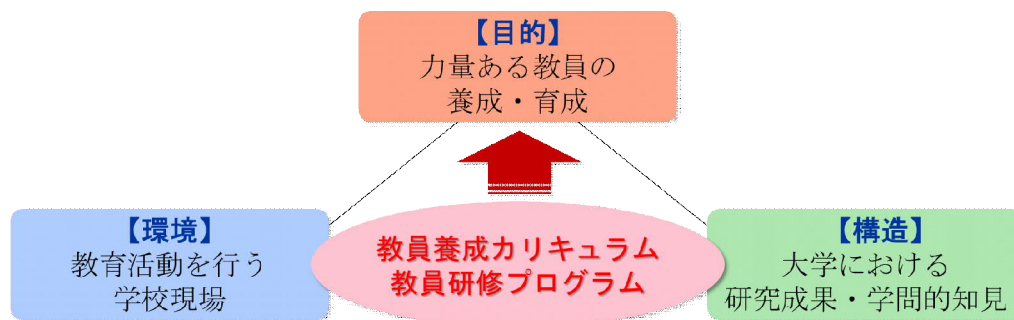
3. 本学が育成する高度専門職業人としての教員像

(1) 本学が構想する“教員養成学”

本学では、新たな学問分野として“教員養成学”を構築するための検討を進めている。構想している“教員養成学”は、デザイン科学を理論基盤として、教員養成大学・

学部・大学院が行う研究の対象、方法等を明らかにしようとするもので、「力量ある教員の養成・育成」を“目的”として、「教育活動を行う学校現場等」という“環境”と、「大学における研究成果・学問的知見」という“構造”との間に、教育課題の解決に資する研究成果、教員養成カリキュラム、教員研修プログラムといった“人工物”を創造しようとする理念的枠組みである（図1）。

デザイン科学としての「教員養成学」の理念的枠組み



「力量ある教員の養成・育成」を目的として、「教育現場」という環境と「大学における研究」という構造との界面（interface）として、新たに「教員養成カリキュラム・教員研修プログラム」を創りあげる。

図1. “教員養成学” の概念図

この“教員養成学”の研究領域には、「発達」「教科」「マネジメント」という関連諸科学に関する領域があり、それらの知見を「教育実践」において統合することによって“教員養成に関する研究”が推進される。本専攻では、この“教員養成学”の理念に基づいて、個々の学生がもつ教育実践に関する課題に対して、「発達」「教科」「マネジメント」各領域の関連諸科学の知見を活かした探究を行い、学校現場での実践を通じた検証を行いながら、それぞれが目的とする課題解決を目指す（図2）。

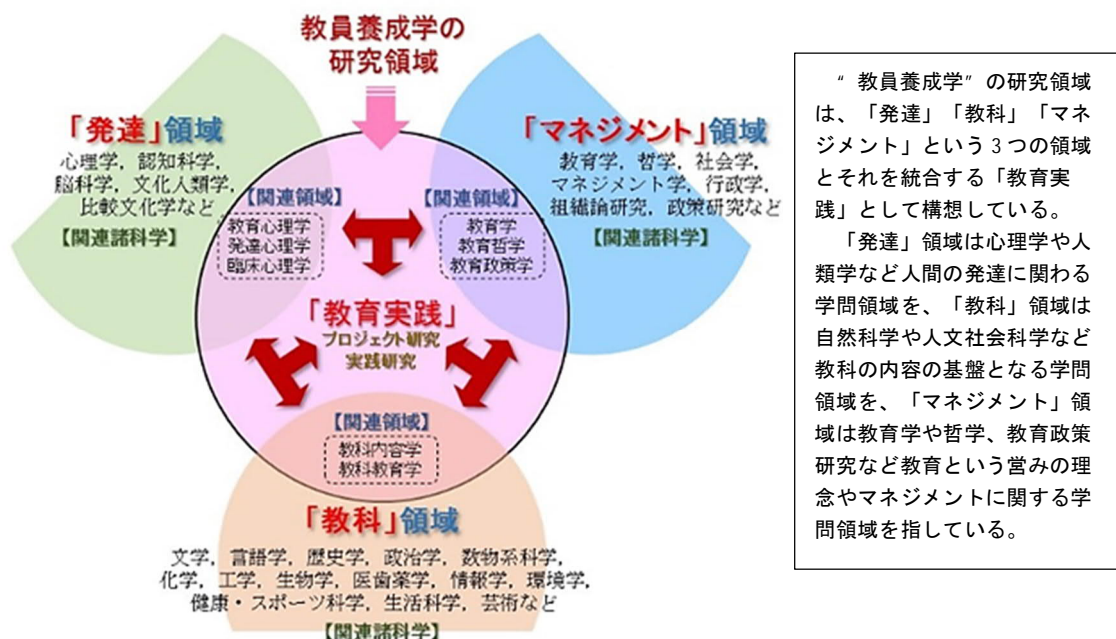


図2. “教員養成学” の研究領域

(2) 有識者会議報告における「教員養成学」と本学が構想する“教員養成学”について

有識者会議報告において、「新たな学問領域等の発展」に関して、次のような記述がある。

「教員養成学」に相当する学問分野について、教科専門と教科教育をつなぐ学問としての「教科内容学」や「教科内容構成学」が発展しつつある。教員養成大学・学部は、「教員養成学」の研究を組織的に行うことで教育の質を高め、教員という専門職業人の養成に責任を負うべきである。

この有識者会議報告における「教員養成学」（以下、「教員養成学」という。）と本学の構想する“教員養成学”（以下、“教員養成学”という。）の関連について、説明する。

有識者会議報告の「教科専門と教科教育をつなぐ学問としての教科内容学、教科内容構成学」については、“教員養成学”において、「教科」領域の中に「教科内容学」及び「教科教育学」として位置付けられており、「教科内容学」及び「教科教育学」は共に学校教育における教科指導領域の中で、実践研究の対象となっている。よって、有識者会議報告における「教員養成学」に相当する学問分野に関しては、本学の“教員養成学”に内包されていると考えている。

本専攻の教育課程を見直す際に、この“教員養成学”の考え方を加味するが、あくまでも“教員養成学”は一つのモデルであり、構想案である。将来的に教員養成大学・学部の「学問分野」として位置付けられるよう本専攻に適用しながら、今後検証を進めていく。

(3) 高度専門職業人としての教員に求められる力

“教員養成学”を理念基盤とした本専攻の教育課程の編成に当たっては、デザイン科学でいうところの“目的”、すなわち「力量ある教員の養成・育成」の具体化として、次の5つの資質・能力を設定した。

1つ目は、心理学や人類学などの人間の成長や発達に関する学問領域に基づく「子ども理解」に関する力である。2つ目は、自然科学や人文社会科学などの教科の内容の基盤となる学問領域に基づく「学習指導」に関する力である。3つ目は、教育学や哲学、政策・社会学などの教育という営みの理念や経営・運営の基盤となる学問領域に基づく「マネジメント」に関する力である。4つ目は、学校教育という営みが学校、家庭、地域や教育行政との連携、協働による教育活動であることから、その基盤となる「連携・協働」に関する力である。そして、5つ目は、課題を解決するために必要となる、課題を見極め、原因を探求し、解決策を提案するための基盤となる「実践的研究」に関する力である。

本専攻においては、理論と実践に関する高度な専門的能力として、これら5つの力を身に付けることを目的とし、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)とする。身に付ける力とその具体的な資質・能力は次のとおりである（表1）。

表 1. 具体的な資質・能力

No.	身に付ける力	具体的な資質・能力
DP1	子ども理解力	子どもの成長・発達に関する理論を基盤として、児童生徒を深く理解し教育を実践できる力
DP2	学習指導力	教科内容や教科指導に関する理論を基盤として、児童生徒の深い学びをデザインできる力
DP3	マネジメント力	マネジメントに関する理論を基盤として、教育改革を推進する学校経営・運営を実行できる力
DP4	連携・協働力	同僚、行政、地域等と連携・協力し、学校課題の解決を組織的に推進できる力
DP5	実践的研究力	学校現場の教育課題を見だし、関連する教育理論を活用しながら解決方法を構想し実行できる力

イ. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

現行の教職大学院は、北海道教育大学大学院教育学研究科に置かれている高度教職実践専攻（専門職学位課程）である。本学では、同研究科修士課程の学校教育専攻、教科教育専攻を廃止し、教員養成機能を教職大学院へ移行し、教職大学院の教育組織及び教育課程は見直す。専門職学位課程としての機能は継続するため、専攻等の名称及び学位の名称に変更は生じない。

なお、学位の英語名称については、「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」（日本学術会議、平成 26 年 9 月 17 日）に基づき、「学位のレベル」、「学問分野」及び「教育課程で重点を置く分野」を英語表記における基本的な構造としている。修士課程における教育学分野の学位は修士（教育学）、その英語名称は Master of Education としている機関が多く、「学位のレベル」、「学問分野」で構成されている。本専攻の学位は教職修士（専門職）であり、高度な職業専門性を有する教育学分野の学位であることから、「教育課程で重点を置く分野」の英語名称として「職業専門性を高度化する」という意味を持つ Professional Development を加え、国際的な通用性を確保する観点から、Master of Education in Professional Development としている。

専攻名称：教育学研究科 高度教職実践専攻

【Advanced Teacher Professional Development Programs】

学位名称：教職修士（専門職）

【Master of Education in Professional Development】

ウ. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程編成の基本的な考え方

(1) 北海道及び札幌市の教員育成指標への完全対応

北海道教育委員会が作成した教員育成指標には、「教育者として強い使命感・倫理観と子どもへの深い教育的愛情を常に持ち続ける教員」「教育の専門家として実践的指導力や専門性の向上に主体的に取り組む教員」「学校づくりを担う一員として地域等とも連携・協働しながら課題解決に取り組む教員」といった「求める教員像」のもと、21の資質・能力が挙げられている。また、札幌市教育委員会が作成した教員育成指標にも、3つの「求める教員像」のもとに14の観点が挙げられている。

このことから、本専攻の教育課程においては、全てのコースで、北海道及び札幌市の教員育成指標に対応した授業科目を設定することとし、地域が求める教員の養成・研修について、責任をもって担うことのできる教育課程とする（資料2：北海道・札幌市の教員育成指標への開設科目の対応表）。

(2) 高度な教育実践に関する課題に対応する新たな教育課程

これからの時代に向けて、最新の理論、専門的知識を有し、自らの教育活動に活かしていく教員の育成とともに、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会の要望等に沿った教員の育成が可能となるよう、本専攻の教育課程を編成する。この教育課程の編成に際しては、本学が構想する“教員養成学”の考え方を活かした。“教員養成学”は、教育実践に関する課題に対して、「発達」「教科」「マネジメント」各領域の関連諸科学の知見を活かした探究を行い、学校現場での実践を通じた検証を行いながら高度な実践力を育成することを目指しており、教育委員会が教員に求めている資質・能力とも合致するものである。

また、編成する教育課程については、本専攻における学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を達成することが求められる。そのため、教育課程の編成・実施に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシー)は、教員に求められる主要な5つの力を確実に修得できる科目を体系的に編成し、理論及び実践を組み合わせた高度で専門的な授業により構成することとする。具体的には、基礎的科目群を「共通科目」として設定し、この「共通科目」を本専攻における基礎的学修とする。そしてコースの中心的学びである「コース科目」群における「専門科目」の履修と、理論知の実践化を果たす「実習科目」及び地域課題を顕在化する「北海道教育大学の特色ある領域科目」の履修をもとに、「プロジェクト科目」によって専門分野に関する理論と実践との統合を図るための実践的研究を行い、その成果を「演習科目」でまとめあげるといものである。このように、理論と実践を統合させ、課題を解決していく力を育成することができる教育課程としている（資料3：教育課程の概要）。

(3) コースの特色と身に付ける力の重点化

本専攻では、5つの身に付ける力のうち「実践的研究力」はどのコースにおいても「特に重要な資質・能力」として共通化している。それは、教員自らが課題を解決する際に必要となる、課題を見極め、原因を探求し、解決策を提案するための基盤となる力が「実践的

研究力」であり、高度専門職業人にとって必須の力と捉えたからである。

この「実践的研究力」のほか、コースの特色に応じ、もう1つの力を「特に重要な資質・能力」として設定し、専門的な学修を可能となるよう重点化した(表2)。

表2. コースの身に付ける力とその重点化について

コース	目的(人材養成像)	身につける力の重点化				
		子ども理解力 (DP1)	学習指導力 (DP2)	マネジメント力 (DP3)	連携・協働力 (DP4)	実践的研究力 (DP5)
学校組織マネジメントコース	国や北海道の教育改革の方向性を理解し、社会の変化、保護者・地域等の期待を踏まえて、目指す学校の姿を経営方針やグランドデザインとして示すとともに、達成するための方策や評価・改善の仕組みを具体化して、教職員や地域等との協働による学校・園の経営を行うことができる人材を育成します。	○	○	◎	◎	◎
教職キャリア形成・研修デザインコース	校長等の経営方針のもと、学校のねらいを達成するため、保護者、管理職や同僚、地域等と協働して実践するほか、必要に応じて自ら課題解決のための企画を提案し、ミドルリーダーとして職場の協働体制の充実・推進を果たすことのできる人材を育成します。	○	○	◎	◎	◎
子ども理解・学級経営コース	子どもを理解し、その成長・発達に寄り添うとともに、子どものニーズに応じた支援を行いながら、学級を単位として展開される様々な教育活動を推進することのできる人材を育成します。	◎	○	◎	○	◎
教科指導・授業開発コース	各教科の専門性を獲得するとともに、子どもの学力・関心等の実態を把握し、子どもの学びが深められるような実践的指導力を高め、各教科の教材を開発し、授業実践に活かすことのできる人材を育成します。	◎	◎	○	○	◎
特別支援教育コース	障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援し、子どもの生活や学習上の困難を改善・克服する専門家として、特別支援学校・学級の教育や学校等におけるインクルーシブ教育の推進に貢献することのできる人材を育成します。	◎	◎	○	○	◎
養護教育コース	養護教諭として、保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動に関する専門的実践力を深め、保護者、同僚や地域等と協働して、子どもの心身の健康問題に対応する専門家として、学校教育に貢献することのできる人材を育成します。	◎	○	○	◎	◎

※記号の意味 ◎特に重要な資質・能力、◎重要な資質・能力、○求められる資質・能力

このもう1つの「特に重要な資質・能力」について、「学校組織マネジメントコース」においては、管理職として学校の経営方針やグランドデザインを示すことが求められるため「マネジメント力」とした。「教職キャリア形成・研修デザインコース」においては、ミドルリーダーとして、保護者、同僚、地域等と協働した取組が求められるため「連携・協働力」とした。「子ども理解・学級経営コース」においては、子どもを理解し、その成長・発達に応じて支援することが求められるため「子ども理解力」とした。「教科指導・授業開発コース」においては、教科の専門性を獲得し、授業実践に活かすことが求められるため「学習指導力」とした。「特別支援教育コース」においては、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた支援が求められるため、また、「養護教育コース」においては、養護教諭として子どもの心身の健康問題に対応することが求められるため、「子ども理解力」とした。

また、「特に重要な資質・能力」に準じた資質・能力として「重要な資質・能力」を設定した。この「重要な資質・能力」について、「学校組織マネジメントコース」においては、教職員や地域等との協働が求められることから「連携・協働力」とした。「教職キャリア形成・研修デザインコース」においては、経営方針に基づいて課題解決のための企画を提案することが求められることから「マネジメント力」とした。以下、順に「子ども理解・学

級経営コース」においては、学級単位での活動が展開されることから「マネジメント力」、
「教科指導・授業開発コース」においては、子どもの実態を把握することが求められること
から「子ども理解力」、「特別支援教育コース」においては、子どもの生活や学習上の困
難を改善するとともにインクルーシブ教育の推進に貢献することが求められることから
「学習指導力」、「養護教育コース」においては、保護者、同僚、地域等との協働が求めら
れることから「連携・協働力」とした。

このように、どのコースでもディプロマ・ポリシーとして位置付けている5つの身に付
ける力を修得しつつも、コースの特色に応じて身に付ける力の重点化を図ることができる
よう教育課程を編成する。

2. 教育課程の編成について

教育課程は、「共通科目」、「実習科目」、「北海道教育大学の特色ある領域科目」、「コース科
目」の4種類の科目群で構成している（表3）。

表3. 科目区分と履修の方法

科目区分		履修の方法
共通科目	共通必修科目	共通5領域12単位で構成され、全コースの学生が12単位を修得
	コース必修科目	共通5領域の枠組みでコースごとに開設する科目から4単位を修得
	大学指定科目	実践的研究力の基盤形成のために開設する科目から2単位を修得
実習科目		10単位を修得
北海道教育大学の特色ある領域科目		開設科目から2単位を修得
コース科目	専門科目	コースごとの開設科目から8単位を修得
	プロジェクト科目	開設科目6単位を修得
	演習科目	開設科目2単位を修得

(1) 各科目群の目的及び概要

① 共通科目

「共通科目」は、本専攻における学びの基礎を身に付けることを目的とし、「共通必修
科目（12単位）」及びコース別に履修する「コース必修科目（4単位）」、実践的研究のた
めの基礎形成に資するものとして本学が指定する「大学指定科目（2単位）」の計18単位
からなっている。

「共通必修科目」については、共通5領域の(i)教育課程の編成・実施に関する領
域、(ii)教科等の実践的な指導方法に関する領域、(iii)生徒指導、教育相談に関する領
域、(iv)学級経営、学校経営に関する領域、(v)学校教育と教員の在り方に関する領域
について、各領域2単位(計10単位)を共通に履修させるほか、北海道の教員育成指標に
おける重点化の考え方に合わせて、共通5領域のうち(ii)教科等の実践的な指導方法に
関する領域及び(iii)生徒指導、教育相談に関する領域の各1単位分を加えて履修させ、
計12単位としている。

この対応は、北海道の教員育成指標において、「キーとなる資質能力」として示されて

いる「実践的指導力(授業力)」及び「子ども理解力」が、初任からベテランまでの、どのキャリア・ステージにおいても重点的に学修・研修に努めたい能力として示されていることによるものである。

「コース必修科目」については、コースの特色に応じて、該当する共通5領域を重点化し履修させるもので、コースごとに計4単位を各領域に加えて履修させる。例えば、管理職に必要な力を育成する「学校組織マネジメントコース」においては、(iv)学級経営、学校経営に関する領域、(v)学校教育と教員の在り方に関する領域に関する科目を各2単位(計4単位)履修することとしており、共通5領域計16単位となっている。(表4)

表4. コースの特色に応じた共通5領域の履修について

コース	共通5領域(すべての学生が共通に履修すべき基本的要素)	(i)教育課程の編成・実施 (2単位)	(ii)教科等の実践的な指導方法 (2+1単位)	(iii)生徒指導、教育相談 (2+1単位)	(iv)学級経営、学校経営 (2単位)	(v)学校教育と教員の在り方 (2単位)	共通科目計 (12+4単位)
学校組織マネジメントコース		2単位	3単位	3単位	2+2単位	2+2単位	16単位
教職キャリア形成・研修デザインコース		2+1単位	3単位	3単位	2+2単位	2+1単位	16単位
子ども理解・学級経営コース		2単位	3単位	3+2単位	2+2単位	2単位	16単位
教科指導・授業開発コース		2+1単位	3+3単位	3単位	2単位	2単位	16単位
特別支援教育コース		2+1単位	3単位	3+2単位	2+1単位	2単位	16単位
養護教育コース		2単位	3単位	3+2単位	2+1単位	2+1単位	16単位

※1 赤文字のプラス数字(+1)：北海道の教員育成指標における重点化の考え方に合わせて、共通5領域のうち「(ii)教科等の実践的な指導方法」及び「(iii)生徒指導、教育相談」については各1単位分を加えて履修させる。

※2 青文字のプラス数字(+1, +2, +3)：「コース必修科目」として、コースの特色に応じて、共通5領域を重点化し履修させるもので、コースごとに計4単位を各領域に加えて履修させる。

この他、本学の指定によって履修する「大学指定科目(2単位)」を「共通科目」に置いている。「教育実践研究へのアプローチ」は、本専攻で身に付ける力の一つである「実践的研究力」を支えるための基礎的な研究方法を修得するための必修科目である。また、「北海道の教育課題解決へのアプローチ」は、学力及び体力の低下・低迷に関する課題、地域の教育格差に関する課題、へき地・小規模校教育に関する課題等、北海道の特色ある課題を総括的に扱うこととしており、全ての学生の必修科目としている。

② 実習科目

課題探究型の「実習科目」として構成しており、学校現場における教育実践と省察を基盤としながら、後述する「コース科目」に基づく「専門科目」による講義や「プロジェクト科目」による実践研究と統合させ、より高度な専門職業人としての教員の育成を目指すことを目的としている。「実習科目」のうち、「教育実践研究実習Ⅰ(5単位)」は1年次に、「教育実践研究実習Ⅱ(5単位)」は2年次に履修する。なお、これらの実習は、短期集中型の実習ではなく、通年型として継続的に実施することとし、研究課題の設定・追究・課題解決に向けた検証等については、「コース科目」の「プロジェクト科目」と並行させながら行われる。

③ 北海道教育大学の特色ある領域科目

北海道の教育課題を中心とした科目で構成しており、「大学指定科目(必修科目)」の「北海道の教育課題解決へのアプローチ」で学んだ地域課題等をさらに深く理解したり、他の課題に対する解決力の育成を目的としている。全7科目で構成しているが、とりわけ「へき地・小規模校の実際と課題」は、本学が「へき地・小規模校教育研究センター」を有しており、へき地・小規模教育に関して専門的な研究を行っていることから、北海道の教育課題の中からへき地・小規模校教育に関して深掘りをした個別のテーマとして位置付けたものである。学生は、各自の興味・関心に合わせ2科目(2単位)を選択し、履修する。

④ コース科目

学修の目的に応じた専門的な科目を中心にして構成しており、専門理論と実践の統合を目指した実践的研究を展開して、学修の成果を導き出すことを目的としている。

i) 専門科目

「専門科目」はコースの特色に応じた専門的な科目から構成し、専門的事項の理論的知見を深めるとともに、課題解決に向けた探究に寄与する科目群である。各自のコースの専門性に応じた必修科目又は選択必修科目(2単位)と、各自の研究課題に対応する選択科目(6単位)の合計8単位を履修する。

ii) プロジェクト科目

「専門科目」等での学びを基礎とし、実習における実践的成果を踏まえ、個々の学生の研究課題に沿った学修をゼミナール形式で展開する「プロジェクト科目」(「教育実践研究プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」各2単位)である。研究室での文献研究や実験にとどまらず、「実習科目」や「北海道教育大学の特色ある領域科目」と連携させながら理論と実践の往還的な学びを展開する。また、指導教員による個別指導だけではなく、必要に応じて他の専門領域の教員や学生とも交流しながら、議論を行うカンファレンス方式のゼミナールとすることで、自らの探究活動の幅を広げ、考察を深化させることができる。

1年次第1・2クォーターの「教育実践研究プロジェクトⅠ」では、「実習科目」や「北海道教育大学の特色ある領域科目」の履修と並行しながら研究課題の設定と研究方法の構想を行い、1年次第3・4クォーターの「教育実践研究プロジェクトⅡ」では、「専門科目」とも連携しながら研究課題の追究と解決方法の構想を行い、2年次第1・2クォーターの「教育実践研究プロジェクトⅢ」では、実習と連携した研究課題解決に向けた検証と研究のまとめを行う。

iii) 演習科目

「演習科目」は、「プロジェクト科目」と連動し、研究課題に対する探究の成果を実践論文としてまとめ、研究成果の可視化を行う科目(「実践論文」2単位)である。単に課題解決に向けた探究を行うだけでなく、その成果をまとめる活動を通して自身の実践研究を振り返り、今後の課題等を明らかにすることをねらいとしている。

このように、「共通科目」での基礎形成、「コース科目」における専門的知見の深化を通して、実践との統合を図りながら、研究成果を可視化していくという一連の学修を展開し、ディプロマ・ポリシーとして身に付けるべき力やコースごとの専門性を修得できるように、教育課程を編成している（資料4：各コースのカリキュラム・マップ）。

3. 教育課程編成の特色

(1) 地域のニーズに対応した教育課程

① 北海道及び札幌市の教員育成指標への完全対応

本専攻は、北海道唯一の教職大学院であることに鑑みて、教育委員会のニーズを踏まえたコース設定としており、さらに教育課程の編成にあたっては、共通5領域に対応する「共通科目」において、北海道の教員育成指標における重点化の考え方に合わせた領域科目を「共通必修科目」の中に位置付けたほか、北海道の教育課題を理解し解決を目指す力を育成するために「北海道教育大学の特色ある領域科目」を新たに設定した。加えて、全てのコースにおいて、北海道及び札幌市の教員育成指標に完全に対応した授業科目を配置することにより、北海道の教員養成の拠点として責任を担える教育課程とした。

② 科目の1単位化による特色あるテーマへの対応

本専攻では、クォーター(4学期)制をとっており、8回分の授業を一つのまとまりとして構成している。これまでは2時間続きの授業を基本としており、15回分の授業で2単位としていた。今回、教育課程を見直すにあたり、「実習科目」及び「コース科目」の一部を除いた開設科目を1単位化し、8回の授業で完結するコンパクトな科目とした。2単位科目と比べて科目数は2倍となり、授業で扱うテーマを倍増させることができる。これにより、授業科目のテーマを幅広く設定することができ、開設区分の特色に対応した専門的な授業科目を数多く配置することができる。

なお、授業科目数としては多くなるが、教員の担当する授業時数は変わらない。このことから教員の負担はこれまでと同等であり、負担が増えるということはない。

また、科目の1単位化は、今後、制度の創設を予定している教育委員会の教員研修・講座を単位化する制度設計上の工夫でもある。教育委員会の主催による教員研修・講座は多岐にわたる教育課題に対応しているため、開講種が多い。そのような講座を本専攻の単位として認定するためには、対応できる科目の種類をできるだけ多く準備しておく必要がある。また、研修・講座の時間数は比較的短いものが多いので、単位認定上、1単位科目として開設するメリットは多い。

(2) 実践的研究力を備えた教員を養成する教育課程

① 「実習科目」の通年化による往還的な学びの具体化

これまでは、実習を短期集中的に実施してきたが、短期集中的な履修であるがゆえに、実習期間中に各自の課題を修正したり、検証から得られた新たな修正のための実習などが容易に行えなかったりする状況があった。そこで、特定の曜日の特定の時間帯に

通年で継続して実習できる長期間履修を構想した。このことによって、常に学校現場と大学とを行き来しながら、各自の課題を探究し、検証し、修正を加えて再度検証するなど、理論と実践の往還的な学びが実現できる。

② “ 教員養成学” 構想に基づく実践的研究型の「コース科目」

本専攻での学修は、学校現場に生起する諸課題に対して、本学が構想する“ 教員養成学” の考え方に基づき、様々な専門分野を教育実践を通して統合し、そこに学校現場における課題に対する具体的解決方法を見いだすことをねらいとしている。そこで、教育課程においては、「共通科目」を基礎とし、「コース科目」を構成する「専門科目」、「プロジェクト科目」、「演習科目」という3種類の科目群を設定し、各自の専門性に応じた学修の積み上げを可能としている。特に、「プロジェクト科目」においては、「実習科目」と連携し、常に学校現場での課題の検証を行いながら、専門的見地からの探究が可能となるようにしている。また、“ 教員養成学” の考え方に基づき、「発達」「教科」「マネジメント」という複数の関連領域からの知見を統合して探究することができるよう、必要に応じて、複数の教員、学生によるプロジェクトでの学修を展開することとしている。ここでは、「理論と実践の往還」や「幅広い専門的知見の活用」が可能となり、実質的な実践的研究が展開できる。

③ 実践的研究成果の可視化としての実践論文

これまでは、2年間の学びの記録として、自身の学びを振り返り、その成果を記録としてまとめた報告書（My Original Book : MOB）の作成を行ってきた。MOBの作成は本専攻における重要な学修であるが、単なる学びの振り返りでは、学校現場における課題の解決に直接結びつかなかつたり、研究成果を位置付ける知見を蓄積したりすることにつながりにくい側面があった。また、第三者が当該研究成果を活用しづらいということも課題であった。

そこで、「コース科目」の中に「演習科目（2単位）」を設け、2年間の学びを振り返るとともに、それを研究成果として実践論文にまとめることとした。単なる学びの振り返りではなく、課題分析や解決に向けた各自の理論的根拠、検証を通じたエビデンスの提示などを通して、具体的解決への提案として実践論文をまとめる作業は、実践的研究力を備えた教員の養成・育成において必要不可欠であり、本専攻の最大の特徴となるものである。

エ. 教員組織の編成の考え方及び特色

1. これまでの教員組織

令和2年度まで、4修学校における本専攻の担当教員は27人（学部専任教員として所属する教員2人を含む。）であり、そのうち研究者教員は15人、実務家教員は12人となっている。平成20年度開設時の教員組織の編成における基本的な考え方は、次のとおりであった。

- ・開設する授業科目にふさわしい専門分野の研究者教員と実務家教員を配置する。
- ・効果的な授業を展開するために、臨床教育学、教育学、発達心理学、生徒指導・教育相談、心身相談、教科教育学、特別支援教育、倫理学の専門的研究者を配置する。専門的研究者もできる限り学校現場の経験を持つ者を配置する。
- ・指導主事や教育行政経験者を実務家教員として配置するとともに、豊富な経験をもつ教員経験者を専任教員として配置する。
- ・共通科目を基本とすることから、6領域のすべての科目に専任教員を主担当者として配置する。
- ・3コースを設置することから、各コースに研究者教員と実務家教員をバランスよく配置する。
- ・すべての授業において理論と実践の往還を実現することから、研究者教員と実務家教員が協働して授業を行う配置とする。
- ・講義は原則として双方向遠隔授業システムを使用し、3修学校同時に進行することから、すべての授業に各修学校の担当教員を配置する。（平成29年度に函館が加わり、4修学校となった。）
- ・「学校における実習」についても充実した指導体制をとることができる教員配置とする。

このように、本専攻の設置当初は、限られた教員組織で運営がなされていたこともあり、各修学校に所属する教員の専門分野のバランスをとり、それぞれの担当が割り振られていた。

この基本的な考え方を踏襲しつつも、新たな教育課程に対応できるよう教員組織を強化して、教育研究指導にあたっていく。

2. コースの学修に対応した教員組織

教科領域に関するコースを見直し、「教科指導・授業開発コース」における各教科の学修を充実させるとともに、「特別支援教育コース」「養護教育コース」を新設するため、各コースの開設科目を担当する教員を増員する。

修士課程の教員養成機能を教職大学院へ移行するため、既設の学校教育専攻及び教科教育専攻は廃止となる。これまで修士課程を担当してきた教育学、発達心理学、教育方法学、教科内容学、教科教育学等の様々な専門分野の教員を改めて審査し、本専攻の専任教員として担当させることとする。

(1) 担当教員の資質について

① 研究者教員として兼務する教員の審査

本学の修士課程担当教員は、「北海道教育大学教員選考基準」（資料5）、「北海道教育

大学教員選考規則」(資料 6) 及び「北海道教育大学教員の選考に関する申合せ事項」

(資料 7) に基づき審査を受け、大学院設置基準第 9 条に規定されている「担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者」であり、研究指導教員又は研究指導補助教員として認められている。一方、本専攻の担当教員には、専門職大学院設置基準第 5 条に規定されているように、「担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」であることが求められている。このことから、とりわけ研究者教員については、専門分野の研究成果等を教科の教育活動に活かしたり、教材として開発したりするなど、学習指導に活かすことのできる教育上の能力が必要となる。さらに、学校現場における教育活動を理解するとともに、研究成果の提供や活用方法については、教育の実践に活かすという基本的な姿勢も求められる。

本学では、教員養成大学の教員に求められる実践的指導力を育成するための研修制度を有しており、平成 28 年度から、附属学校を活用した「新任大学教員研修プログラム」(資料 8) 及び「教員現職研修プログラム」(資料 9) を実施している。「新任大学教員研修プログラム」は、採用者に課されたプログラムであり、教諭経験者には 20 時間、非教諭経験者には 30 時間の授業・学習活動の観察や公開研究大会等への参加を義務付けている。また、「教員現職研修プログラム」は教員養成課程の全教員を対象とし、学生指導を伴う授業観察、授業・学習活動の観察や附属学校等との実践研究等を含んだ 30 時間のプログラムである。第 3 期中期目標・中期計画期間内に教員養成課程の全ての教員がプログラムを終える予定である。

本専攻を担当する研究者教員については、このプログラムへの参加を前提にして、「北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻(教職大学院)への兼務又は配置換に関する要項(平成 28 年 7 月 21 日制定、令和元年 11 月 15 日改正)」(資料 10) に則り、審査した。審査書類については、担当予定教員がすでに学部、大学院等において学生指導、講義等を行っていることを考慮し、「履歴書」、「教育研究業績に関する書類」、「今後の教育実践に関する取組に対する抱負」を提出させ、経歴や実績等とともに、教職大学院における教育実践への意欲、抱負を重視した審査を行った。

新たに担当となった教員は 183 人となり、令和 3 年度、本専攻の教員組織は全学で 206 人(専任の実務家 14 人含む)となる。

② 実務家教員について

実務家教員については、「北海道教育大学大学院教育学研究科(高度教職実践専攻)の実務家教員に関する要項(平成 27 年 1 月 29 日制定)」(資料 11) に則り、選考しており、専門分野における豊富な実務経験を有し、高度の実務能力及び教育実践に関する研究業績等を有する教員である。主に指導主事、学校管理職、教育行政経験者等の教育に関する専門的な力量と豊富な現場経験を有する者を実務家教員として配置しており、本専攻で開設する共通 5 領域や管理職コース等の専門科目等を担当させる。

(2) 必置専任教員数について

平成 27 年 1 月 14 日付事務連絡「教職大学院の教員組織編制等に関する留意事項について」においては、必要専任教員数について、「教科を扱っているかどうかの判断基準については、各大学の個別の事情があることを考慮し、カリキュラムの内容から個別に判断することとしている。その判断の目安としては、共通科目及び実習科目以外の科目の過半数を特定の教科領域の科目として選択できる場合、その教科を扱っていると見なすべきである」とある。

本専攻において、修了認定単位数 46 単位のうち、共通科目に含まれる共通 5 領域科目(16 単位)及び実習科目(10 単位)の合計は 26 単位となる。残り 20 単位のうち特定教科として選択できるのは「教科指導・授業開発コース」における専門科目(8 単位)のみであり、「特定の教科の扱い」に該当しないと判断している。

「特別支援教育コース」を開設するため、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件(平成 11 年文部省告示第 175 号)及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件」により、本専攻に必要な必置専任教員は 13 人、そのうち実務家教員数は 6 人となる。令和 3 年度において、本専攻の専任教員 206 人のうち、学部に専任教員として所属する教員を除くと 26 人であり、そのうち実務家教員は 14 人となり、本専攻に必要な必置教員数を上回る教員を確保している。

(3) 学生の修学に対応した教員組織

① 修学する学生数に十分対応した教員組織

「学生確保の見通し及び学生確保に向けた取組状況」で後述するが、本専攻の入学定員は 80 人とし、各修学校の学生数について、札幌校 40 人、旭川校 20 人、釧路校 10 人、函館校 10 人と想定している。本専攻における専任教員数 206 名は、学生数に対して十分な人数を配置しており、充実した指導ができるようにした。

② 授業開講方法について(遠隔開講及び修学校開講)

本専攻の授業は、双方向遠隔授業システムを用いた遠隔開設科目と修学校のみで開講する修学校開設科目からなっている。遠隔授業に関するこれまでの成果を踏まえ、学生全員に提供する共通科目と主に現職教員に提供する授業科目については、修学校にかかわらず同一内容の講義とするため、遠隔授業で提供する。遠隔授業は、全 280 科目のうち 58 科目が該当する。

③ 研究者教員及び実務家教員の担当する開設科目の特色

研究者教員と実務家教員の担当授業科目に関して、各教員の専門性及び資質・能力に合わせ、担当させている。例えば、実務家教員は、学校現場における実際的な課題や解決方策等を中心的に扱う「共通科目」の主な授業担当となっている。また、「実習科目」の主たる担当者として位置付け、学校現場との連携・協力を伴う実習運営面を担当させている。一方、研究者教員には理論的な知識・技能等を実際の課題解決に応用する専門科目を中心とした開設科目を担当させており、研究者教員の多くは、教科に関する専門

的な知識・技能を提供する授業科目の担当となっている。

(4) 教員組織の年齢構成

本専攻の専任教員の年齢構成は「(別記様式第3号(その3))専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりである。30歳代26名、40歳代44名、50歳代73名、60歳代63名のバランスの取れた教員年齢構成であり、本専攻の教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に資する構成になっている。

なお、教員組織の継続性については、次の見通しとなっている。

本専攻の実務家教員は、教育委員会との協定のもと、「北海道教育大学大学院教育学研究科(高度教職実践専攻)の実務家教員に関する要項(平成27年1月29日制定)」(資料11)に則り選考している。実務家教員の多くは、現職定年後に本専攻に採用し、本学の定年である65歳まで勤務するケースが多く、年齢層が高い傾向にある。

実務家教員の後任補充については、協定に基づき、教育委員会が本学に対して、実績のある優秀な実務家教員候補者を推薦することとなっている。完成年度末まで定年延長を行っている4人の実務家教員については、令和5年度の後任補充に向けて、令和4年度中に教育委員会に4人の実務家教員候補者の推薦を依頼する。候補者の職務実績及び実践研究業績等の評価を行い、本専攻の教育水準を維持・活性化するのに相応しい実務家教員を採用する計画となっている。

また、本専攻の研究者教員については今後もその教員組織を維持していく計画である。完成年度末まで定年延長を行っている1人の研究者教員については、令和5年度の後任補充に向けて、令和4年度に公募し、本専攻に相応しい研究力を有する研究者教員を採用することとなっている。学部を担当し本専攻を兼務する教員180人については、学部の教育課程の維持、すなわち課程認定上必須の配置であることから、確実に新採用で後任を補充することとしている。その後任補充に当たっては、本専攻の教育水準を維持・活性化していくために本専攻を兼務することを原則とし、教育現場における実践性を重視していくことから、本専攻の教育研究水準の維持向上に支障はない。

(5) 本専攻を担当する教員の負担が増えないことについて

令和3年度より、本専攻を担当する教員の多くは、修士課程の学校教育専攻又は教科教育専攻を担当していた教員である。修士課程において、教科専門を担当していた研究指導教員の授業科目は、「特論(2単位)」、「特別演習(2単位)」、「教育実践研究(4単位)」、「課題研究(4単位)」の計12単位分の科目であり、これに修士論文の指導が加わった。これに対して、本専攻を担当する場合には、「教科内容の体系Ⅰ・Ⅱ(2単位)」、「教科内容研究(1単位)」、「教科内容・教材開発(1単位)」、「教育実践研究プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ(6単位)」、「実践論文(2単位)」の計12単位となる。なお、加えて「実習科目」を担当する可能性があるが、「実習科目」は実務家教員が中心となって対応するため、大きな負担増とはならない。よって、本専攻を担当する教員の負担は、修士課程担当時と同等以下であり、負担が増えるということはない。

オ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 標準履修年限

本専攻の標準履修年限は2年であるが、教育委員会や現職教員の要望を受けて、「短期履修学生制度」及び「長期履修学生制度」を設けた。「短期履修学生制度」は、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会から派遣される現職教員を対象として、1年間で教職大学院を修了する制度である。「短期履修学生制度」の適用を希望する派遣教員は、出願時に教育実践論文・研究業績等報告書（短期履修学生制度申請書）を提出し、適用を認められることが必要である。

また、職業を有している等の事情により、標準履修年限で修了が困難な者を対象として、2年間で設定されている教育課程を、4年間で上限として履修することを可能にする「長期履修学生制度」を設けている。「長期履修学生制度」を希望する場合は、入学手続き時に必要な書類を提出し、許可を得る必要がある。

2. 修了要件

本専攻を修了するためには、「共通科目」18単位、「北海道教育大学の特色ある領域科目」2単位、「実習科目」10単位、「コース科目」16単位の計46単位以上を修得する必要がある。修了した者には、教職修士（専門職）の学位が授与される。修了の判定は、修得した単位数が修了要件の46単位以上あることを確認し、研究科教授会で審議の上、学長が決定する。

3. 授業の開講方法と履修基準

(1) 授業開設上の工夫

派遣教員以外の現職教員が働きながら本専攻へ通うことができるよう、平日の勤務後の夜間と、土曜日の昼間に授業を開講している。開講する授業には、4修学校を双方向遠隔授業システムで結んだ授業科目と修学校内で開設される授業科目がある。このことから、時間割には、「共通科目」及び「北海道教育大学の特色ある領域科目」などの共通性の高い授業科目と各コースで開設する授業科目を区分した上で、配置し、履修しやすい工夫を取り入れている（資料12：新教職大学院における授業時間割案）。

まず、「共通科目」及び「北海道教育大学の特色ある領域科目」の開設を土曜日に設定した。各「コース科目」の「専門科目」について、「教科指導・授業開発コース」及び「特別支援教育コース」の開設を月曜日、「教職キャリア形成・研修デザインコース」の開設を火曜日、「学校組織マネジメントコース」の開設を水曜日、「子ども理解・学級経営コース」の開設を木曜日に、そして、複数コースが履修できる授業科目の開設を金曜日とすることで、全てのコースの学生が履修しやすい時間割となっている。

(2) 履修モデルについて

各コースの目的に応じた標準的な履修モデルを示す（資料13：新教職大学院における履修モデル）。

4. 教育上の工夫

(1) 双方向遠隔授業システムの利用

本専攻は、札幌、旭川、釧路、函館の4修学校で構成されていることから、在籍する修学校に関わらず、同一内容の講義を受講できるよう、平成20年度の教職大学院開設時から双方向遠隔授業システムによる講義（遠隔授業）を展開してきた。平成29年度からはシステムを最新型の「視点音声追尾型双方向遠隔授業システム」に更新し、4修学校を結んでの遠隔授業は、同一空間内で行われている授業のように、より臨場感のある展開が可能となった。

① 各教員の専門性の提供

開講される授業は、遠隔授業により4修学校をネットワーク接続して行われる授業と、修学校単位で対面により行われる授業で構成される。先述したように、遠隔授業による授業展開は、本学教員の幅広い専門性を、同時に4つの修学校に提供することができ、授業展開の効率化が図られるとともに、様々なテーマの科目を全ての修学校で受講できるというメリットがある。

② 地域課題の理解と共有

広大な北海道内には、それぞれの地域に教育課題がある。学校の規模だけをとっても、都市型の代表である札幌地区には規模の大きい学校が多く、地方型の代表である釧路地区にはへき地・小規模校が多い。遠隔授業によって4修学校を結ぶ授業は、他修学校の地域課題を知ることができ、とりわけ、現職教員にとって北海道内の教育課題を幅広く理解・共有できる機会となる。

③ 遠隔授業の体験

導入されている遠隔授業のシステムを日常的に使用することによって、遠隔授業における授業の在り方、授業方法、機器等の活用方法等に関する基礎を体験的に修得することができる。北海道教育委員会は離島や小規模学校等においてICTを活用した遠隔教育の環境整備や実施体制の充実を図っており、本専攻での学びを将来の北海道内の学校を結んだ遠隔授業に活用することが可能である。

(2) 理論と実践を統合する授業の組立て

① 基礎の確認と専門性の高度化

本専攻の教育課程は、各コースの特色に応じて共通5領域の履修内容を重点化した「共通科目」を基礎とし、「コース科目（専門科目、プロジェクト科目、演習科目）」を積み上げる形での学修を構想している。特に、「コース科目」では、各コースの専門性を深めるだけでなく、例えば、「北海道教育大学の特色ある領域科目」と連携させて課題を設定したり、「実習科目」と連携させながら、理論と実践を往還する議論を展開したりできるようにしている。このことから、「共通科目」での基礎形成、「コース科目」等における専門的知見の深化を通して、理論と実践の統合を図る学修としている。

② 議論・討論を中心とした展開

「プロジェクト科目」では、「専門科目」での学修を通じた理論的な知見と「実習科目」における経験・検証を通じた実践的な知見とを統合するだけでなく、各自の研究課題に応じて「発達」「教科」「マネジメント」といった様々な関連領域を専門とする教員や学生ともグループによる議論や討論ができる体制を整え、「理論と実践の統合」「幅広い視点からの実践研究の展開」という2つを実現することができるようにしている。

③ 実践力を支える研究力の育成

「共通科目」、「専門科目」、「プロジェクト科目」等を通して積みあげられた知見や、課題解決の構想は、「演習科目」において実践論文としてまとめられる。「何を、どのように探究したか」を記すだけの報告書ではなく、「何を、どのように探究し、その結果、どのような成果を得ることができ、今後の課題として残されたものは何か」までを明らかにする実践論文として、研究成果を可視化する経験を通して、高度な実践力とともに、その実践力を支える研究力を身に付けることができる。

(3) キャリアの異なる学生間の交流と他修学校との交流

本専攻における授業のうち、「共通科目」や「北海道教育大学の特色ある領域科目」等の現職教員と学部直進者等と一緒に受ける講義を中心とした授業は、協働の場でもある。これらの授業では、理論と実践を往還・統合しやすいよう講義と演習を組み合わせた方法を用いて、現職教員と学部直進者等によるグループ討論、ワークショップ等の積極的な交流や協働的作業を取り入れている。

また、修学校内の現職教員と学部直進者等の交流のほかに、他修学校の現職教員や学部直進者等との交流が活発に行われる。各地域の教育課題を理解することに加え、キャリアの異なる様々な学生相互の対話、交流によって、4修学校をつないだ協働的な学びの場が創造され、効果的な授業となる。

(4) 少人数指導、又は個別指導

修学校単位で行われる比較的少人数による授業として、「コース科目」に含まれる「専門科目」、「プロジェクト科目」、「演習科目」等がある。これらの授業は、学生の研究課題の解決のために個別、少人数によるゼミナール形式で行われるが、研究室での文献・理論研究や実験にとどまらず、他の関連授業と連携させながら理論と実践の往還的な学びが展開される。また、指導教員による個別指導だけでなく、必要に応じて他の専門領域の教員や学生とも交流しながら、議論を行うカンファレンス方式のゼミナールとすることで、学生自らの探究活動の幅を広げ、考察を深化させることが可能となる。

5. 短期履修学生制度

令和2年度から、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会から推薦された高度な力量を有する教員が、短期間で教職大学院を修了する「短期履修学生制度」を設けた。

本制度が適用される場合は、合格決定から入学までの期間に行われる就学前サポートプログラムに参加することが義務付けられ、また、修了後1年間に行う修了後サポートプログラ

ムを受けることになる。これは、在学期間が短くなることにより、授業料や勤務校で担任をしながら就学する等の負担は軽減される一方で、これまで2年間で学んでいたことを1年間で学ぶため、学習内容や方法についての支援が必要と考えたためである。

就学前サポートプログラムは、担当予定の指導教員との研究計画に関する相談、修了予定者による研究発表会への参観とその報告（就学前レポート1）、研究課題に関連する先行研究の整理（就学前レポート2）で構成している。修了後サポートプログラムは、教職大学院修了後にも継続して実践研究を続けていけるよう、適宜行われる指導教員による研究実践に関する支援である。

短期履修学生制度が適用される場合、「教育実践研究実習Ⅰ」の5単位分について、審査の上、免除できることとする。

なお、短期履修学生制度は適用されないが、派遣を受けてない現職教員も、審査の上、当該実習5単位を免除できることとする。

免除のための審査は、免除を行うのに相応しい能力及び経験を有しているかについて、教育実践の成果や教職経験等を書類及び面接で審査し、その決定は本専攻教員会議で行う。具体的な審査方法や基準については、表5.のとおりである。

表5. 実習免除の審査方法と基準

区分	免除する実習科目	提出書類等	面接	審査基準 (いずれにも該当すること)
教育委員会からの派遣による現職教員	教育実践研究実習Ⅰ(5単位)	・教職大学院出願書類(所属長の推薦書、教育実践論文・研究業績等報告書)	・入学試験時における面接	・教職経験が5年以上あること ・教育実践を著書・論文・研究報告等にまとめた経験があること ・学校内外の教育実践研究活動で顕著な成果を上げていること
教育委員会からの派遣以外の現職教員		・教職大学院出願書類(所属長の推薦書) ・実習免除申請書(教育実践記録、活動報告等)	・本専攻実習委員会との面接	・教職経験が5年以上あること ・教育実践経験を対象化し、成果と課題を記述及び説明できること ・学校内外の教育実践研究活動で顕著な成果を上げていること

「教育実践研究プロジェクトⅢ」2単位分については、大学院入学試験時に提出する教育実践論文・研究業績等報告書（短期履修学生制度申請書）に加えて、これまでの教職経験を振り返り、学習指導面、学級経営面、生徒指導面、学校経営面から自己の課題や研究テーマの変遷を分析し、レポートとしてまとめたものにより評価し、学びの質を保証する。

6. 厳正な成績評価

授業科目の成績評価は、授業への参加状況、授業内外の課題や振り返り、レポートや試験等により、総合的に判断し認定する。成績評価は、以下に定める区分により行う。単位認定は、クォーターごとに行う（表6）。

表 6. 成績評価の基準

評語	素点	評 定 内 容
優	100～90	シラバスで計画されている到達目標を十分に達成しており、授業内容を確実に理解するとともに、発展させた知識/技能を修得できていることに加え、その知識/技能を相互に関連付けて応用できる
	89～80	シラバスで計画されている到達目標を十分に達成しており、授業内容を確実に理解するとともに、授業の基礎的な知識/技能を確実に修得できている
良	79-70	シラバスで計画されている到達目標をおおむね達成しており、授業内容をおおむね理解するとともに、必要な授業の基礎的な知識/技能をおおむね修得できている
可	69～60	シラバスで計画されている到達目標を最低限度達成しており、授業内容をおおむね理解するとともに、必要な授業の基礎的な知識/技能をおおむね修得できている
不可	60 未満	シラバスで計画されている到達目標を達成しておらず、授業内容を十分に理解していない、また、授業の基礎的な知識/技能を修得できていない

カ. 教育課程連携協議会について

北海道教育大学教職大学院教育課程連携協議会は、地域の教育委員会の職員、学校教育法第1条に定める学校の教員及び本学の教職員以外の者との連携により、教職大学院の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施することを目的として設置する。

審議事項は、

- 1 教職大学院における教育委員会等の職員、小・中学校等の教員及び本学の教職員以外の者との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 2 教職大学院における教育委員会等の職員、小・中学校等の教員及び本学の教職員以外の者との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

構成員は、

- 1 学長が指名する副学長（設置基準第6条の6第2項第1号）
- 2 教職大学院長（設置基準第6条の2第2項第1号）
- 3 教職大学院カリキュラム委員会委員長（設置基準第6条の2第2項第1号）
- 4 教職大学院実習委員会委員長（設置基準第6条の2第2項第1号）
- 5 教育委員会の職員2名（設置基準第6条の2第2項第2号）
- 6 小・中学校の教員3名（設置基準第6条の2第2項第2号）

となっており、構成員の任期は2年（5及び6は1年）としており、年間の開催回数は2回を予定している。

役割としては審議事項を審議し、学長に意見を述べるものである。

以上のように、教育課程連携協議会は、地域の教育行政を司る教育委員会の職員及び地域の小・中学校の教員を構成員に加えて半数以上を学外者で構成しており、教職大学院に対する地域の教育ニーズを授業科目、教育課程の編成等に反映させ、魅力ある大学院を作り上げていくための組織として機能している。

キ. 施設・設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本専攻については、北海道教育大学教育学部と同じキャンパス内に設置されることから、大学設置基準に定める基準を満たした既存の校地、運動場の利用が可能であり、教育・研究にふさわしい環境が整っている。

2. 校舎等施設の整備計画

研究室については、すべての専任教員に個別の研究室が用意され、研究環境は申し分ない。また、講義室については、それぞれのキャンパスに、視点音声追尾型双方向遠隔授業システムを備えた専用の講義室が整備されているほか、教育学部との共用講義室の活用も可能である。

さらに、演習室については、十分なスペースを有し、院生一人一人が自由に学ぶことができる環境を整備していることから、充実した教育環境が整っている。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の附属図書館は、蔵書冊数約 90 万冊、学術雑誌は 2 万種を超える。開館時間は、平日 22 時まで、土曜日、日曜日も 17 時まで開館している。また、ICT 機器の活用及びアクティブラーニングに対応したプレゼンテーションルームやグループ学習室等を備えており、大学院生の図書館での勉学にふさわしい環境が整っている。

ク. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

1. 学部の特徴

本学の教育学部、教員養成課程においては、実践的な能力を育成しつつ、教科及び教職に関する各授業科目を有機的に結びつけた体系的な教育課程によって、義務教育諸学校の教員を中心に養成している。平成 26 年度に大学全体の教員養成機能の充実・強化を図るための抜本的な改革の一環として、キャンパスごとの特色をより発揮し、学校教員の養成(教員養成課程)に加えて、新たな 2 学科を設置した。国際地域学科においては、国際的な視野と教育マインドをもち豊かなコミュニケーション能力を発揮しながら地域を活性化できる人材を、芸術・スポーツ文化学科においては、芸術やスポーツの文化価値を地域の様々な課題解決へ活用し新たな文化ビジネスへつなげる発想を持つ地域再生の核となる人材を、それぞれ養成している。この改組によって、教員養成課程（入学定員 720 人）、国際地域学科（入学定員 285 人）及び芸術・スポーツ文化学科（入学定員 180 人）となった。

2. 学部との関係性

教員養成課程の学修は、現代の学校教育の多様な課題を理解し、学校外の関係者や地域住民と協働して適切に解決する能力を育むことであり、基礎的理論・方法の活用や、教育フィールドでの体験の省察、省察を通して見出した課題の協働的解決など、理論と実践を往還する学びを中心としている。本専攻は、専門職学位課程であり、必ずしも学部を基礎とはしていないが、学部の学校教員の養成機能を発展させた、高度専門職業人としての教員の育成、また、そのための研修機能を有するなど、教員の育成において、極めて緊密な連携を有している。

また、学部専任教員の多くが、本専攻の専任教員として担当することとしており、有識者会議報告に指摘されている「教職大学院と学部との一体性の強化」に貢献するとともに、今後の本学における教員養成の充実が図られることになる（資料 14：学部及び修士課程への影響）。

ケ. 入学者選抜の概要

本専攻におけるアドミッション・ポリシーは次のとおりである。

(求める学生像)

高度教職実践専攻では、学校教育現場に生起する諸課題に対して、常に課題を俯瞰的に捉えて、多角的な観点から柔軟な発想を持って解決策を見いだすことのできる、高度な専門性を育成します。

したがって、学問に裏付けされた理論と実践力を身に付け、課題解決に向けた実践的研究を進める意欲のある人を求めます。

現職教員にあつては、スクールリーダーとしての学校の経営等に関する専門的な指導力や子ども理解・教科等の専門分野に関する高度な実践的指導力の向上を志す人を求めます。また、学部直進者等にあつては、教職への強い意欲と情熱を持ち、専門分野に関する高度な実践的指導力を備えた教員を志す人を求めます。

(入学者選抜の基本方針)

高度教職実践専攻の入学者選抜は、求める学生像に合致する入学者を選抜するため、小論文、口述試験、出願書類により総合的に評価します。

(1) 入学者選抜の概要

本専攻の入学者選抜は、教員としての資質・能力を有する者が、職業上必要な高度な専門性を取得するため本専攻に入学し、本専攻が設定する具体的な教育目標に応じたカリキュラムを履修するうえで必要な意欲と資質・能力を的確に判断するよう工夫している。

学生募集は、志願者が受験の意思決定をする時期に配慮し、前期（11月下旬）及び後期（1月下旬）とする。募集単位は、志願者の教育課題に関する関心や身につけようとする能力が、社会情勢や志願者のキャリア形成において変化することを踏まえ、履修上の区分であるコースによらず専攻全体で募集する。

(2) 現職教員の受入れのための具体的方策

現職者に配慮した長期履修学生制度のほか、北海道及び札幌市教育委員会の推薦に基づく派遣教員を受け入れ、審査により標準修業年限2年の教育課程を1年で修了できる短期履修学生制度を設けている。

また、北海道及び札幌市の教員育成指標に対応する科目を開設し、現職教員のキャリア形成に資する教育体制を整備している。

コ. 取得可能な資格

取得しようとする免許状の1種免許状を有し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得したときは、次に示す教育職員免許状授与の所要資格を得ることができる。

- ・ 幼稚園教諭専修免許状
- ・ 小学校教諭専修免許状
- ・ 中学校教諭専修免許状
(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、
外国語(英語))
- ・ 高等学校教諭専修免許状
(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、
家庭、情報、農業、工業、外国語(英語))
- ・ 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域)
- ・ 養護教諭専修免許状

サ. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

現職教員に対しては、履修上の便宜を図るため、大学院設置基準第14条の規定による教育方法の特例措置を適用する。

1. 修業年限

標準履修年限は2年とする。ただし、短期履修学生制度及び長期履修学生制度を利用する者はこの限りではない。

(1) 短期履修学生制度

北海道教育委員会及び札幌市教育委員会からの派遣教員を対象として、2年間で設定されている教育課程を1年間に短縮して履修できるよう短期履修学生制度を設ける。短期履修学生制度を適用する場合、出願時に「教育実践論文・研究実績等報告書」を提出するとともに、修学前後のサポートプログラムへ参加することを必須条件とする。この場合の授業料は、原則として1年分の授業料となる。入学後、1年間での修了が困難になった場合には、定められた修業年限(2年)への変更も可能とする。

(2) 長期履修学生制度

現職教員や社会人のうち、家事、育児、介護等の事情により、定められた修業年限では修了が困難な者を対象として、4年間を上限として単位を修得できるよう長期履修学生制度を設ける。この場合の授業料は、履修期間に関わらず、原則として2年分の授業料の納入でよいこととする。

2. 履修指導及び研究指導の方法

平日の夜間及び土曜日の昼間、長期休暇中に実施される集中講義において履修及び研究指導を行う。研究指導の方法としては、学生の事情に配慮した時間を実施し、附属図書館やサテライトキャンパス、場合によっては双方向遠隔授業システムを用いて適切な指導を行う。

短期履修学生制度を適用する者に対しては、就学前サポートプログラムにより、短期間で研究を推進するための支援を行う。教育委員会からの派遣以外で就学する者に対しては、長期休業期間中に集中して指導を行うなど、日々の勤務と就学の両立に配慮する。

3. 授業の実施方法

本専攻では、クォーター(4学期)制をとっており、第1クォーターは4月～6月上旬、第2クォーターは6月中旬～8月上旬、第3クォーターは10月～11月、第4クォーターは12月～2月上旬としている。各クォーターにおける授業は、主として平日の夜間(18時00分～21時10分)と土曜日の昼間(9時00分～17時50分)に開講する。また、夏季・冬季・春季の休業期間に集中講義を行う。

4. 教員の負担の程度

夜間開講は21時10分までとし、深夜に及ばないように配慮する。また、土曜日開講の担当者には休日の振替で対応する。学部授業も担当する教員の過度な負担を防ぐため、年間の授業担当について、上限コマ数を設定する。

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学の附属図書館は、平日は8時30分～22時00分、土日祝日は10時00分～17時00分に利用可能である。学生は図書館内の情報機器の利用により、文献の検索や複写を行うことができる。大学院生のための自習室には、無線LANが利用できるネットワーク環境も整備され、常時利用が可能である。

6. 入学者選抜の概要

大学院設置基準第14条の規定による教育方法を適用する者は、全入学定員に含まれるものとする。学生の選抜に関して、試験科目を代替する等の措置は行わない。所属長の推薦書(現職教員のみ)、志望理由書・研究計画書を基にした口述試験、及び小論文で選抜を行い、総合的に判定して合否を決定する。

シ. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

1. サテライトキャンパスの概要

「オ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」で記述したとおり、本専攻では、視点音声追尾型双方向遠隔授業システムを活用し、複数の教室がまさにひとつの空間内であるかのような臨場感に溢れる授業を展開してきた。

札幌市内及び近郊の現職教員は、札幌キャンパスで受講するが、札幌キャンパスは札幌市の最北端に位置し、札幌市中心部から札幌市営地下鉄に乗り換えた後バスに乗り換え、1時間15分程度を要する。

一方、本学のサテライトキャンパスは、JR札幌駅に隣接した商業ビルの中にあり、交通機関としてJR線及び札幌市営地下鉄線を利用することができ、札幌市内からの移動時間は20分程度で非常に利便性が高い。現職教員の多くは日中の勤務後に通学するため、札幌キャンパスよりサテライトキャンパスの方が便利であるという場合が多い。このため、現職教員が通いやすいサテライトキャンパスに視点音声追尾型双方向遠隔授業システムを導入(令和2年度中)し、札幌キャンパスと同一内容の授業を受講できるようにすることで現職教員の修学環境を飛躍的に向上させる。

2. 対象とする学生及び授業科目

サテライトキャンパスで受講する学生は札幌キャンパスに通学する現職教員10人程度を想定しており、対象とする授業科目は双方向遠隔授業システムを用いて開講する授業とし、現職教員は利便性に応じて札幌キャンパス又はサテライトキャンパスのどちらでも受講することができる。

3. サテライトキャンパスの教育環境

サテライトキャンパスには無線LAN、PC、プリンター及びコピー機等、学生が自由に使える機器が整備されており、講義資料等についても本専攻のポータルシステムを使って印刷できるよう配慮されており、環境的な配慮事項については申し分ない。

ス. 管理運営

1. 教授会

教育学研究科に、副学長及び教育学研究科の教授を構成員とする教授会を置き、「学生の入学、課程の修了」及び「学位の授与」等を審議し、それぞれ学長に意見を述べるものとする。

2. 教員会議等

教授会の審議を円滑に推進するため、教授会の下に、本専攻の専任教員を構成員とする教員会議を置く。教員会議は「学生の入学、課程の修了」及び「学位の授与」を審議し、教授会に報告するほか、「教育課程の編成及び実施に関する事項」及び「学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項」等について審議の上、必要に応じて教授会に報告し、又は学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

また、機動的な管理運営を実現するため、入学試験、カリキュラム、授業改善、FD、広報等に関する委員会を設置するほか、学校現場の実態や社会の変化等に柔軟に対応できるよう、北海道及び札幌市教育委員会、北海道内の校長会及び連携協力校の関係者を構成員とする教職大学院連携協力校連絡協議会を設置する。

3. 教員育成協議会への参画

これまでも本学は、「北海道教員育成協議会」及び「札幌市教員育成協議会」に参画し、教員育成指標の策定、教員育成指標を踏まえた教員の養成及び現職教員研修の改善を図り、北海道及び札幌市における教員の資質・能力の向上に取り組んできた。

今後もそれぞれの教員育成協議会に参画し、地域における教員養成の抜本的な強化に取り組むこととする。

セ. 自己点検・評価

本学では、「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」第5条に基づき、自己点検評価を中期目標期間ごとに1回以上実施するものとしている。評価にあたっては、学長、理事、副学長等で組織する国立大学法人北海道教育大学大学戦略本部において、評価の実施方法・実施体制、実施項目・基準及び基準ごとの責任者を定め、自己点検・評価を実施する。

自己点検・評価結果については、自己点検・評価実施後1年以内に行う外部評価の基礎資料として活用する。外部評価は、各自己点検・評価の項目に沿って、他の国立大学法人理事、公立学校の校長等、高等教育に幅広い識見を有する者等、外部有識者及びステークホルダーにより実施することとしている。自己点検・評価の活用については、外部評価の基礎資料とするほか、評価結果に基づく改善等を実施するとともに、本学の諸活動の活性化に役立てている。また、自己点検・評価をはじめとする大学評価については、ホームページ上で公表をしている。

なお、直近の教職大学院の教育・研究活動等に係る自己点検・評価については、自己点検・評価実施の翌年度に、当該外部評価として教職大学院認証評価を受審した。

(<https://www.hokkyodai.ac.jp/intro/value/>)

ソ. 認証評価

1. 認証評価を受ける計画等の全体像

本専攻は、平成 24 年度及び平成 29 年度に一般財団法人教員養成評価機構から教職大学院としての認証評価を受けており、次回の認証評価を令和 3 年度に受けるべく以下のとおり計画している。

- 令和 2 年 10 月 学内認証評価検討WGを設置
- 令和 2 年 11 月 認証評価機関との協議開始
- 令和 2 年 11 月 認証評価のための申請手続き開始
- 令和 3 年 6 月 認証評価のための自己評価書を提出
- 令和 3 年 10 月 訪問調査

なお、大学全体としての認証評価については、令和 4 年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構を評価機関として認証評価を受ける。

2. 認証評価を受けるための準備状況

令和 2 年 10 月に学内認証評価検討WGを置き、準備を進める。

令和 3 年度中に、一般財団法人教員養成評価機構から認証評価を受ける予定である。

3. 認証評価を確実に受けることの証明

一般財団法人教員養成評価機構から、認証評価を確実に受けることを書面で確認した（資料 14：北海道教育大学教職大学院の認証評価実施について）。

タ. 情報の公表

本専攻の活動は、本学ホームページ (<https://www.hokkyodai.ac.jp/>) 及び本専攻ホームページ (<https://www.hokkyodai.ac.jp/kyoshokudai/gakui/n/>) により、教育課程、授業時間割、履修モデル等の情報を公開している。

また、各自の研究活動の成果を研究紀要としてまとめ、毎年刊行する。

毎年度末に、実践論文発表会を開催し、広く地域や学校関係者に公表する。

チ. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本専攻は、4つのキャンパスに分かれており、また総勢206名という多くの教員で構成されることから、組織として教育内容等を省察し、改善していくことが極めて重要となる。高度教員養成を担う教職大学院として、以下の6つの取組を行う。

1. 授業アンケートの実施と教員間での共有

本専攻で開講する全科目において、Webを用いた授業アンケートを行う。アンケートの結果を集約した上で授業担当者にフィードバックするとともに、授業科目間でスムーズに教育内容を接続することを目的として、コースごとに相互のアンケート結果を共有する機会を設ける。また、双方向遠隔授業システムで開講される科目については、キャンパス間による受講者の理解度や満足度を比較分析し、TAや副担当教員の役割や今後の支援体制等を検討し、FD研修のプログラムに含めるようにする。

2. 相互の授業を参観・検討するFD研修会の開催

本専攻では、研究者教員、実務経験のある研究者教員、実務家教員、実地指導講師等、多様な背景を持つ者が授業を行う。授業内容や受講者に合わせて、複数で授業を担当する際の相互の役割分担や授業で取り上げる事例などの工夫を行っている。専門分野やコースを超えて、個々の授業改善やカリキュラム改善につながる機会とするため、互いの授業や研究内容を共有する授業交流会を開催する。

3. 研究者教員の教育現場における研修の実施

実践的指導力を育成するための研修制度として、附属学校を活用した「新任大学教員研修プログラム」(資料8(再掲))及び「教員現職研修プログラム」(資料9(再掲))を有している。「新任大学教員研修プログラム」は、教諭経験者には20時間、非教諭経験者には30時間の授業・学習活動の観察や公開研究大会等への参加を義務付けたもので、「教員現職研修プログラム」は、学生指導を伴う授業観察、授業・学習活動の観察や附属学校等との実践研究等を含んだ30時間のプログラムである。今後、「教員現職研修プログラム」をさらに改善し、学校現場における、より実践的な経験を積めるような研修として見直し、充実させることとしている。

4. 実務家教員の研究力の向上に資する研修の実施

研究者教員及び実務家教員の研究力の向上を目的とし、双方向遠隔システムを用いた教員の研究発表会を年間5回程度実施している。研究内容を相互理解するとともに、共同研究の機会を広げることができている。さらに、新カリキュラムにおける演習科目「実践論文」に関して、担当教員が実践的な研究論文の制作に向けた指導ができるよう研究発表会の内容を充実させる。

この他、本専攻内に研究推進倫理委員会を設置しており、教育現場における研究の進め方や研究倫理に関するガイダンス等について、学生及び教員を対象に実施することとしている。

5. 教育実践研究の成果発表に対するデマンドサイドからのフィードバック

演習科目として課す「実践論文」の発表時に、北海道教育委員会や札幌市教育委員会の指導

主事等を招き、学校現場の課題解決及び高度教員養成の観点から本専攻のカリキュラムを検証してもらおうとともに、本学FD全学運営委員会と教職大学院カリキュラム委員会が連携して、そこでの指摘をコースごとに検証するためのFD研修会を開催する。

6. 大学院生の学修状況を解明するIR (Institutional Research) の推進

令和2年度に全学教学アセスメント委員会を設置し、学部生及び大学院生を対象としたアンケート調査を行う。そこでは、これまで個別に行われてきたアンケート用紙を一体的に見直し、学部入学から卒業まで、大学院入学から修了までを継続的に捉える様式を用いる。学生の学修状況を経年的に分析することを通して、高度教員養成として本学教育学部及び本専攻のカリキュラムが機能しているかどうかを検討し、今後の授業改善に活かす。

連携協力校等との連携・実習について

ツ. 連携協力校等との連携

本専攻における連携協力校は、北海道教育委員会、札幌市教育委員会に加えて、各修学校の所在する旭川市教育委員会、釧路市教育委員会、函館市教育委員会の協力を得て連携協力体制を確立している。北海道教育委員会との間では、従前からの協力体制を強化し、令和元年に「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協定書」を締結し、教職大学院に関することについて包括的に連携・協力することとしており、「学校力向上に関する総合実践事業」の実践指定校等を本専攻の特別連携協力校として位置付けることにより、教職大学院と地域の教育研究活動との連携体制を構築し、包括的な学校改善の推進に取り組めるようにしている。また、学部直進者等の1年次の実習を行う本学附属学校との連携を深め、大学の指導教員と附属学校教員が一体となったきめ細やかな指導を行う体制が整備されている。現在は、以下のように小学校38校、中学校25校、高等学校6校、特別支援学校9校の計78校が連携協力校（表7）となっており、附属学校園11校園（表8）と合わせると89校の体制になっている。

表7. 連携協力校の一覧

小学校 38校					
札幌市	札幌市立栄西小学校	北広島市	北広島市立大曲小学校	釧路市	釧路市立昭和小学校
	札幌市立太平南小学校	石狩市	石狩市立花川小学校		釧路市立愛国小学校
	札幌市立発寒西小学校	小樽市	小樽市立稲穂小学校		釧路市立清明小学校
	札幌市立幌西小学校	旭川市	旭川市立大有小学校		釧路市立湖畔小学校
	札幌市立桑園小学校		旭川市立青雲小学校		釧路市立武佐小学校
	札幌市立宮の森小学校		旭川市立近文小学校	釧路町	釧路町立富原小学校
	札幌市立緑丘小学校		旭川市立陵雲小学校	釧路町立遠矢小学校	
	札幌市立八軒西小学校		旭川市立新町小学校	函館市	函館市立桔梗小学校
	札幌市立平岡南小学校		旭川市立日章小学校	函館市立中央小学校	
	札幌市立西宮の沢小学校		旭川市立知新小学校	函館市立北美原小学校	
恵庭市	恵庭市立若草小学校		旭川市立朝日小学校	函館市立昭和小学校	
	恵庭市立恵庭小学校		旭川市立高台小学校	函館市立深堀小学校	
				函館市立駒場小学校	
中学校 25校					
札幌市	札幌市立あやめ野中学校	旭川市	旭川市立明星中学校	釧路市	釧路市立青陵中学校
	札幌市立向陵中学校		旭川市立光陽中学校		釧路市立幣舞中学校
	札幌市立美香保中学校		旭川市立北星中学校	釧路町	釧路町立富原中学校
	札幌市立中の島中学校		旭川市立北門中学校	函館市	函館市立亀田中学校
	札幌市立澄川中学校		旭川市立六合中学校		函館市立深堀中学校
	札幌市立北辰中学校		旭川市立旭川中学校		
	札幌市立中央中学校		旭川市立広陵中学校		
	札幌市立宮の森中学校		旭川市立緑が丘中学校		
	札幌市立柏中学校		旭川市立永山南中学校		
	札幌市立北栄中学校	東神楽町	東神楽町立東神楽中学校		
高等学校 6校					
札幌市	札幌市立藻岩高等学校	旭川市	北海道旭川西高等学校	函館市	北海道函館中部高等学校
	北海道札幌英藍高等学校	釧路市	北海道釧路湖陵高等学校		北海道函館西高等学校
特別支援学校 9校					
札幌市	札幌市あいの里高等支援学校	旭川市	北海道旭川養護学校	函館市	北海道函館養護学校
	北海道星置養護学校	鷹栖町	北海道鷹栖養護学校		
	北海道札幌養護学校	釧路市	北海道釧路養護学校		
	北海道拓北養護学校	白糠町	北海道白糠養護学校		

表 8. 附属学校園の一覧

幼稚園 2園							
		旭川市	附属旭川幼稚園			函館市	附属函館幼稚園
小学校 4校							
札幌市	附属札幌小学校	旭川市	附属旭川小学校	釧路市	附属釧路小学校(※)	函館市	附属函館小学校
中学校 4校							
札幌市	附属札幌中学校	旭川市	附属旭川中学校	釧路市	附属釧路中学校(※)	函館市	附属函館中学校
特別支援学校 1校							
						函館市	附属特別支援学校

(※) 附属釧路小学校及び附属釧路中学校においては、急激な過疎化が進む北海道における義務教育学校のモデル開発などを行うため、既存の施設・設備を活用し、令和3年度に附属釧路義務教育学校を設置する予定

連携協力校との連携にあたっては、令和元年に北海道教育委員会に設置された「教員の養成・採用・研修の一体的推進プロジェクトチーム会議」に本学も参画し連携を図ることとしており、教員養成・採用・研修の一体改革について協議するとともに、学部及び大学院の実習のあり方を協議し、教員の力量向上のための一体的な実習計画を策定している。また、短期履修学生制度を用いて就学する現職派遣教員については、1年間で実りある実習を行うため、入学試験の合格発表から就学までの期間に就学前サポートプログラムを実施するとともに、実践研究計画に合った実習校の選定等を行う。

連携協力校との調整は、地域公立校の校長経験者である各修学校の実務家教員が担当し、各地の校長会と連携しつつ、本専攻の趣旨、実習の内容、指導体制等について説明した上で、実習生受け入れの理解を得ている。また、以下のような実習を推進するための体制を組織している。

【教職大学院実習委員会】

本専攻の教員会議の下に実習委員会を設置し、実習の年間計画、連携協力校との調整、訪問計画の策定及び実習の評価について、審議を行う。

【連携協力校連絡協議会】

連携協力校、教育委員会及び本専攻による連携協力校連絡協議会を設置し、年1回実習等に関わる連携・協力等について協議する機会を設けることにより、協力校と連携を深めている。

このような実習を運営するための組織的な取組のほか、各実習生の研究課題に精通する教員が連携協力校を訪問し、学校の教育目標の具現化と、研究の深化に向けた指導助言を行う。また、実習と連動する「教育実践研究プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を教育課程に位置付け、理論と実践を往還する中で実習中の授業改善や人材育成等の教育実践研究を推進する。

テ. 実習の具体的計画

1. 実習計画の概要

本専攻においては、学部直進者等もしくは現職教員に関わらず、「教育実践研究実習Ⅰ」（5単位）及び「教育実践研究実習Ⅱ」（5単位）、計10単位の实習を設定する。ただし、現職教員（派遣教員及び派遣以外の教員）については、審査の上、「教育実践研究実習Ⅰ」の5単位分を免除できることとしている。

「教育実践研究実習Ⅰ」及び「教育実践研究実習Ⅱ」の概要を以下に示す（表9）。

表9. 「教育実践研究実習Ⅰ」及び「教育実践研究実習Ⅱ」の概要

		学部直進者等	派遣以外の教員	派遣の教員
教育実践研究実習Ⅰ	履修時期	1年次	1年次	
	単位	5単位	5単位	
	時期	5月～12月：180h 実習課題：41h相当	5月～12月：180h 実習課題：41h相当	
	内容	1日6h×30日分	1日3h×60日分	
	実習校	附属学校	勤務校	
	事前事後指導	第1・2クォーター2h 第3・4クォーター2h	第1・2クォーター2h 第3・4クォーター2h	
教育実践研究実習Ⅱ	履修時期	2年次		1年次
	単位	5単位		
	時期	5月～12月：180h 実習課題：41h相当		
	内容	1日6h×30日分	1日3h×60日分	1日6h×30日分
	実習校	連携協力校	勤務校	連携協力校
	事前事後指導	第1・2クォーター2h 第3・4クォーター2h		

※ 太枠の部分については、審査の上、免除できることとしている。

(1) 学部直進者等の実習

学部直進者等の実習は、「教育実践研究実習Ⅰ」を附属学校、「教育実践研究実習Ⅱ」を連携協力校で実施する（ただし、特別支援教育コースのみ、附属特別支援学校が設置されていないキャンパスにおいては、北海道立特別支援学校において両実習を行う）。「教育実践研究実習Ⅰ」は、附属学校における配属学級の指導教員へのジョブシャドーイング等を通して、学校課題を俯瞰するとともに、自らの実践課題を明確化することを主眼とする。

「教育実践研究実習Ⅱ」は、実習Ⅰで明確化した自己課題を踏まえ、連携協力校における配属学級の指導教員へのジョブシャドーイング等を行い、自らの課題解決のための方途を明確化することを目標とする。

(2) 教育委員会派遣以外の現職教員

教育委員会の派遣以外の現職教員の実習は、原則として勤務校で行うことになる。勤務時間外に実習するため、1日3時間の実習を60日間にかけて行う。勤務校における自らの

実践を省察しながら、新たな課題を明らかにし、課題解決を図るための具体的方策やチームで取り組む同僚性等について検討し、学校改善に向けて研究を推進することを主眼とする。

なお、出願時に「所属長の推薦書」の提出を求めており、勤務校を実習校とすることを確認している。

(3) 教育委員会派遣の現職教員

教育委員会派遣の現職教員の実習は、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との連携による連携協力校において行う。教育委員会派遣の場合は、原則として短期履修学生制度を用いることから、1年間の修学となる。各教員の研究テーマと連携協力校の課題を踏まえ、可能な限りテーマに即した実習校を選定する。北海道教育委員会からの派遣教員は、「学校組織マネジメントコース」もしくは「教職キャリア形成・研修デザインコース」に就学するため、学校改革や人材育成等に関する研究課題の解決に向け、実践研究を推進する。札幌市教育委員会からの派遣教員は、上記2コースのみならず、全てのコースに就学することが可能であり、学校課題に加えて、各教員の研究テーマに即しつつ実践研究を推進する。

2. 実習実施体制と方法

(1) 事前事後指導

「教育実践研究実習Ⅰ」及び「教育実践研究実習Ⅱ」には、各々事前指導2時間、事後指導2時間を設けている。事前指導は、大学指定科目として設定している「教育実践研究へのアプローチ」を踏まえ、教育実践現場において実践研究を進めるための方法や配慮事項について習熟することを目的としている。事後指導は、学部直進者等及び現職教員が実習を通して得たこと、直面した課題等をポスター形式で発表し、成果と今後に向けた課題を共有することを目的としている。

(2) 実習の記録と支援体制

各実習においては、実習の成果と課題を蓄積するための実習ノートを設け、定期的に実習校の管理職及び指導教員が確認することを通して、実践の省察を意識化することを目指す。

(3) 巡回指導について

巡回指導については、原則として月1回程度実施することとし、巡回指導者は各修学校に所属する実務家教員を中心に、関連する教員が実習校を巡回する。

また、授業公開等、必要に応じて適宜実習校を訪問することとする。

なお、教員による実習指導の内容は、以下のとおりである。

- ・実習生の実習校における事例収集及び情報提供に関する指導・助言。
- ・実習生の研究授業及び課題解決のための実践場面等における現地指導・助言。
- ・実習生が撮影した研究授業等のビデオ資料等に対する、「教育実践研究プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」等における具体的指導・助言。

・実習ノートのチェック及び実践の進捗状況に関する指導・助言。

(4) 「実習科目」、「プロジェクト科目」及び「演習科目」との関連

「教育実践研究実習Ⅰ」及び「教育実践研究実習Ⅱ」は、原則、「教育実践研究プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」と連動して実施される。「教育実践研究プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」は、効果的な実習を行うためにゼミナール形式で行われる授業科目であり、実習における課題解決のための先行研究や関連する実践記録にあたり、実践を振り返りながら、新たな課題の探究・検証を繰り返す「理論と実践」の往還的な学修を目的としている。

「教育実践研究プロジェクトⅢ」の受講後、学部直進者等及び非派遣の現職教員においては、「教育実践研究プロジェクトⅢ」に続く「演習科目」である「実践論文」をまとめることによって、課題の解決に向けた理論的根拠、検証を通じたエビデンスに基づく具体的解決への提案がなされ、「実践的研究力」の育成が図られる。一方、現職派遣教員においては、それまでの教職経験に基づく教育実践や研究業績等報告書等を振り返りながら、「実習科目」及び「プロジェクト科目」の通年履修を通して、「実践論文」をまとめることとなる（資料16：「教育実践研究実習Ⅰ・Ⅱ」、「教育実践研究プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」及び「実践論文」）の関連）。

3. 単位認定等評価方法

評価に用いる材料は、「実習の状況」、「実習ノートの記載内容」、「実習レポート」及び「課題解決策への取組状況」等であり、それらを総合的に判断し、指導教員とも協議しながら評価する。なお、実習ノートに記載された当該実習校の実習担当者のコメントがある場合には、それも参考にすが、評価そのものは大学教員が行う。